

関係団体からの提言

【参考資料】

○日本経済団体連合会の提言	1
○経済同友会の提言	3
○日本労働総合総連合会(連合)の提言	9

公的年金の一元化に関する基本的見解

2005年10月18日

(社)日本経済団体連合会

与党では、2009年までのできるだけ早くに、被用者年金一元化に関する結論を出そうとしており、また前国会で設置された「年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する両院合同会議」においても一元化を含む年金制度改革について先行して結論を出すこととしている。日本経団連では、社会保障制度等の一体的改革について意見を発表してきたが、現段階で、これまでの意見を踏まえて、年金一元化に関する基本的スタンスを下記のとおり、あらためてとりまとめた。

記

1. 被用者年金部分（2階部分）の統合を先行する

厚生年金保険は、「1995年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了させる」という1984年の閣議決定を前提に、船員保険（職務外年金部分）、旧公共企業体職員共済年金、農林漁業団体職員共済年金の統合を引き受けてきた。

残る国家公務員、地方公務員および私立学校教職員の3グループの共済年金の2階部分についても、厚生年金に統合していくべきであると考えます。

統合にあたっては、これら3グループの共済年金の給付と負担は、厚生年金に合わせる方向で見直すべきである。例えば、共済年金における遺族年金の転給制度、職域加算部分の存在、割安な保険料率（厚生年金相当部分）など、厚生年金よりも優遇されている部分である。

転給制度については廃止すべきであり、また、公務員の労働条件全般は民間準拠とするという考え方に立って、公務員グループの共済組合の職域加算部分（事業主負担部分）については、退職金制度と合わせて民間企業なみにしていく必要がある。保険料率についても、基本的に厚生年金に合わせるべきである。

積立金については、厚生年金なみの積立度合いに相当する部分を厚生年金に移管するなど、公平な取り扱いになるよう調整する。

なお、3共済年金の事務（納付記録・裁定・給付など）については、社会保障庁を解体して創設される「新年金組織」が統合して実施することとし、公的年金保険料は事業主としての各組織が徴収し、「新年金組織」に納付するようすべきである。

これらの統合は、できるかぎり早期に実現することが望ましい。

2. 国民に共通する所得比例年金の導入は、将来の選択肢の一つ

公的年金一元化に関連して、自営業者までを含めた国民に共通して所得比例の年金を導入するかどうかという課題が議論されているが、こうした改革は将

来の選択肢の一つと考える。

この改革を実現するためには、社会的公正・公平などを確保する観点から、まず次のような課題を解決することが求められる。

例えば、①被用者と自営業者などの間の所得捕捉・保険料徴収の公平の確保、②自営業者の所得比例保険料負担に対する納得、③社会保障、社会福祉制度、納税制度に共通する番号制および「社会保障個人会計」の導入と普及、④生活保護水準の是正などによる社会保障制度の整合性の確保、などがある。

いずれも制度の実施とその後の効果の確認に時間を要するものである。したがって、公的年金制度については現行の2階建ての仕組みを維持しつつ、その中で合理化を進めていかざるをえない。

3. 厚生年金保険料率は15%を上限に

2004年の年金制度改革で、①厚生年金保険料率を毎年0.354%ずつ引き上げ、2017年から18.3%で固定する（国民年金保険料も毎年引き上げ）、②マクロ経済スライドを導入して、年金給付の増加を抑える、こととなった。

日本経団連は、今回の公的年金改正にあたって、①厚生年金保険料率の上限は15%に止めるべきである、②財政悪化が見通される場合には年金給付で調整を図る恒久的自動安定化措置を設けるべきである、などと主張した。

今回のマクロ経済スライドは、政府の想定どおりであれば、2023年度に終了する予定である。しかし公的年金の被保険者数は、わが国の出生率が回復しなければその後も減少するおそれが高い。

したがって、世代間の給付と負担の均衡を回復するなどの観点から、厚生年金保険料率は段階的に引き上げるにしても、15%に達した時点で引き上げを止め、他方、税制の抜本改革や社会保障制度の一体的改革においてさらなる給付水準の見直しを検討すべきである。また高額給付部分の抑制措置を追加し、現行のマクロ経済スライド終了後も、公的年金被保険者数の減少分を給付抑制に反映する措置を継続すべきである。

1階部分については将来的には税方式化することを目指す。当面は、2009年度に2分の1となった後の基礎年金の国庫負担割合についても、一体的改革の議論の中で再検討を求める。また上記の追加的給付抑制が国庫負担額の減少につながらないように、少なくとも現行の給付・負担方式（国庫負担割合2分の1）に基づいて算出した国庫負担額は確保されるべきである。

なお、保険料未納があればそれを給付に反映しないとする現行の取り扱いを継続する。仮に将来、税方式に移行した場合でも、またそれまでの移行期間においても、過去に未納期間に関する同様な措置は続けるべきである。

以上



活力ある経済社会を支える社会保障制度改革

—抜粋—

2007年4月

社団法人 経済同友会

上は、給付サービスの公平性、合理性を追求していかななくてはならない。そのために早急に進めるべきインフラ整備として、社会保障への個人番号制度の導入と、医療におけるカルテ、レセプトの電子化、オンライン化がある。

社会保障への個人番号の導入により、年金、医療、介護、生活保護等の給付面における重複給付や給付漏れを効率的に防ぐ一体的改革が可能になる。また、受給者側にとっても、必要な給付サービスや情報を簡潔な手続きで受けられる等、利便性が向上する。

医療におけるカルテ、レセプトの電子化、オンライン化の推進は、客観的なデータに基づいた標準的な医療を導くためには必須であり、最終的に給付の効率化にも大きく貢献すると考えられる。

以上を踏まえ、本提言では、最も重要な下記の四点に焦点を絞り、改革の実現に向けた提言を示す。

- (1) 公的年金制度においては、全額目的消費税で賄う新基礎年金制度により、老後の生活におけるナショナル・ミニマムを保障する。
- (2) 75歳以上の高齢者に対する医療においては、独立した高齢者医療制度で適正な医療サービスを提供する。診療報酬体系には、標準医療の設定を前提に、入院、外来ともに定額払いを拡大する。
- (3) 介護、子育て、就労支援策においては、現役世代の活力を経済成長に注ぐことに力点を置き、労働市場への参加を促す。
- (4) 社会保障に個人番号制度を導入し、年金、医療、介護、生活保護の給付における一体的改革を進める。医療においては、カルテ、レセプトの電子化、オンライン化を徹底し、標準医療の設定に向けたインフラを整備する。

Ⅲ. 抜本的・一体的改革の実現に向けて

1. 新基礎年金制度による老後の生活におけるナショナル・ミニマムの保障

政府による2004年の公的年金制度改正では、マクロ経済スライドが導入され、基礎年金の給付水準も改正前と比べて15%削減されることになった。基礎年金の役割については、改めて問い直す必要があるが、多くの国民にとって基礎年金は、老後の収入として大きな割合を占めている。こうした中で、40年間加入

して初めて満額を受給できる基礎年金制度が、老後の必要最低限の生活保障の役割を果たしているとは言えない。

政府は、基礎年金部分と報酬比例部分を合わせたモデル世帯の所得代替率を50%以上に維持すると同時に、保険料率を18.30%まで引き上げるとしている。しかし、所得代替率の維持と保険料率の固定を両立することは、ほぼ不可能である。また、公的年金制度の役割は、本来、老後の生活に関するナショナル・ミニマムの確実な保障であり、基礎年金部分こそ堅牢な制度にするべきである。

経済同友会では、このような考えに基づき、下記のような基礎年金制度の抜本的改革を2002年12月に提言した。

- ・老後の生活に関するナショナル・ミニマムを個人単位で保障する新基礎年金制度を創設し、65歳以上の全国民に1人月額7万円を給付する。
- ・新基礎年金の財源は、全額目的消費税で賄うが、一方で公的年金保険料はゼロにする。

公的年金の役割を老後の必要最低限の生活保障に限定し、全額税方式にすることにより、全国民で支え合い、確実かつ平等な給付を受けられる制度に転換するという改革は、まさに抜本的である。

なお、改革に対する国民の合意形成、制度改革までに要する準備期間、さらに団塊の世代の年金受給開始時期等を考慮すると、2010年代前半までには改革を実施するべきである。

(1) 新基礎年金の給付額について

①高齢単身世帯の生計費との関係

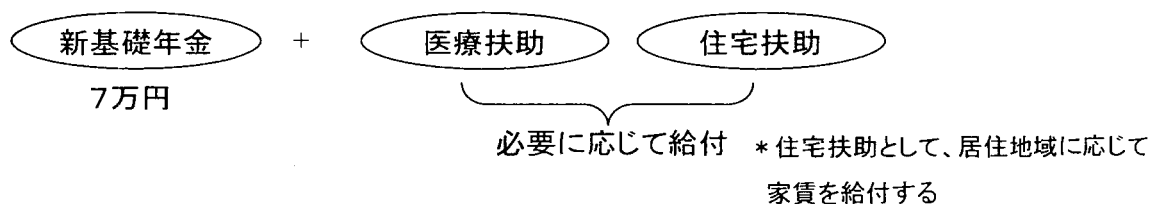
新基礎年金制度で、老後の生活に関するナショナル・ミニマムとして位置づけた給付額（1人月額7万円）の妥当性について、高齢単身世帯（無職）の生活実態を最新データに基づき、改めて確認する。食料、光熱費、交通・通信、保健医療等、基礎的支出に分類される部分（住居、保健医療サービスを除く）については、7万円で賄える（図表1）。公的年金の役割は、老後の最低限の生活保障であること、また基礎年金の平均給付額53,012円（2005年度）、40年間加入した場合の満額66,208円（2005年度）を鑑みれば、65歳以上の全国民に、1人月額7万円を給付する新基礎年金制度は、その役割を充分果たすことができると言える。

なお、新基礎年金による所得は、他の所得と合算して課税されるが、その際には、公的年金等控除額の水準を見直し、抑制することで、現役世代の家計の負担とバランスを図るべきである。

②生活保護制度との連携

現在、生活保護制度においては、医療扶助は単給化されているが、これに加え、住宅扶助も単給化する。新基礎年金で必ずしも賄いきれない「保健医療サービス」、「住居」の費用については、生活保護制度で単給化された医療扶助、住宅扶助を必要に応じて給付できるようにすれば、老後のリスクへの備えをより確実にできると考えられる。

なお、新基礎年金制度の目的が老後の最低限の生活保障であることから、新基礎年金と65歳以上の生活扶助との重複給付はなくなる。



③第三号被保険者制度、ならびに遺族の生計との関係

税を財源とする新基礎年金制度は、個人単位的生活保障であることから、第三号被保険者制度は廃止になる。従って、厚生年金加入者に扶養されている配偶者が保険料負担なしに基礎年金を受給する第三号被保険者問題は解消される。

また、遺族の生計との関係では、高齢夫婦世帯で夫(妻)が受給していた新基礎年金を遺族年金として受給することはできない。

仮に、65歳以上の妻(夫)のみの単身世帯となった場合、自身の新基礎年金月額7万円と相続遺産扱いとなる夫(妻)の新拠出建年金²に、通常の遺産を加えて生計費を賄うことになる。夫(妻)の新拠出建年金や通常の遺産が充分でなく、生計費が不足する場合は、前述の生活保護制度における医療扶助、住宅扶助の給付で対応する。

なお、死亡した者によって生計を維持されていた妻(夫)、子どもについては、新基礎年金制度ではなく、生活保護制度、児童扶養手当制度の枠組みで生活を保障する。

(2) 新基礎年金給付額と年金目的消費税率の推移

2004年の公的年金制度改正により、新規裁定時の給付額は、1人当たり賃金の上昇率から、概ね0.9ポイントのスライド調整率相当分を控除したマクロ経

² 経済同友会は、2002年12月に厚生年金の報酬比例部分を私的年金に移行すること、2004年2月に私的年金として新拠出建年金制度を導入することを提言した。新拠出建年金制度の特徴は、①民間金融機関が運営する拠出建の私的年金であること、②原則としてすべての国民が加入可能であること、③国は税制面での優遇措置を行うこと、④企業は定率の拠出を行い従業員の老後への備えを支えることである。

済スライドにより改定されることになった。同様に、既裁定の給付額は、物価上昇率から同調整率が控除されるため、当面、購買力は低下していくこととなった。

新基礎年金制度は老後の最低限の生活保障であるため、その給付額は購買力の維持を踏まえて推移させなければならない。具体的には、新基礎年金の新規裁定額、既裁定額ともに物価スライドを適用する。

簡単な試算を行うと、1人月額7万円の給付額は、2020年には約78,900円、2030年には約87,100円になる(図表2-1, 図表2-2)。2006年12月発表の将来推計人口を踏まえて試算した給付総額は、2020年には約34兆円、2030年には約38兆円になり、新基礎年金の財源となる年金目的消費税の税率は、2010年代から2050年にかけて9~10%で推移する(図表3-1, 図表3-4)。

少子高齢化が進展し、人口構成が急激に変動する下では、保険料による世代間の所得移転で老後の生活を保障することは、財政的持続性が低く、高齢世代と若年世代の間での不公平も生じている。また、公的年金への未加入、保険料の未納等から生じる世代内での不公平も問題となっている。公的年金として、老後の最低限の生活を確実にかつ平等に保障していくには、国民で広く薄く負担する消費税を財源とした税方式に、最も優位性があることを改めて認識する必要がある。

(3) 厚生年金の報酬比例部分の民営化

厚生年金における報酬比例部分についても、国による賦課方式の運営では、給付水準の維持のために、現役世代に更なる負担を求めることになる。2004年年金改正でも所得代替率を想定通りに維持することは困難であり、国民の不安が払拭されるとは言い難い。持続性と信頼性のある年金制度にするためには、世代間の所得移転による賦課方式を見直す必要がある。

こうした考えに基づき、経済同友会は、厚生年金の報酬比例部分を民間でも提供可能な積立方式の私的年金にすること(民営化)を2004年2月に提言した。この改革と新基礎年金とによって、個人は、将来の年金受給の見通しが立てやすくなる。

民営化への移行では、賦課方式から積立方式に変更するため、移行時の現役世代が自らの将来の年金の積立てに加え、そのときの高齢世代に給付する年金分も負担する「二重の負担」³の問題が避けられない。この問題への対処としては、可能な限りの政策を組み合わせ、現役世代、高齢世代の双方で移行に伴う

³ 厚生労働省の「平成16年財政再計算結果」によると、「二重の負担」は、420兆円になる。
(過去期間に係る給付740兆円) - (過去期間に係る国庫負担150兆円) - (現在保有する積立金170兆円) = 420兆円

負担を分かち合うことが考えられる。

民営化への移行は、政府が多額の積立金を運用することによる金融資本市場への影響等を考慮しながら、実施する必要がある。具体策としては、

- ・民営化への移行が終了するまでの間の公的年金積立金の効率的な運用
- ・年金支給開始年齢の引き上げ
- ・高齢者雇用の促進策の展開

等の移行政策の組み合わせが考えられる。中でも「公的年金積立金の効率的な運用」について、スウェーデンでは、積立金の運用組織を複数設立し、分配された資金を元に、運用成果を競争させるといったことが行われている。民営化への移行期間では、こうした事例を参考に、政府による多額の公的年金積立金の運用⁴を暫定的に設置する複数の機関に競わせ、その運用成果を活用することも考えられる。

これらの政策を組み合わせ、なおも残る積立不足については、既裁定年金の給付の削減、消費税率の上乗せにより、解消していくことも考えざるを得ない。

「二重の負担」の問題は、社会的影響が大きいため、国民の納得と経済的合理性に基づき、長期間かけて対処する必要がある。簡単な試算を行うと、仮に、支給開始を2年引き上げて67歳にした場合には、約3.6兆円、また、消費税2%を上乗せ徴収した場合には、約5兆円の財源が得られる。これを組み合わせ、年間約8.6兆円ずつ半世紀近くかけることで、「二重の負担」の問題の解決を図ることも一つの選択肢として考えられる。

民営化への具体策とそれに伴う負担を国民に示した上で、どのような移行政策を組み合わせるかは国民の選択に委ねられるが、長期的に見て経済合理性に適った視点から、国民的議論を十分に尽くす必要がある。

2. 高齢者に対する適正な医療サービスの保障

経済同友会では2005年4月に、医療制度の抜本的改革として、75歳以上の高齢者を対象とする独立した医療制度を創設し、74歳以下の前期高齢者は、現役世代の医療保険制度に加入する新たな体系を提言した。財源に関しては、現在、国民健康保険や政府管掌健康保険に投入している公費を75歳以上の高齢者医療制度に集中投入することで、現役世代の医療保険料からの支援なしに、財政的持続性を確保できる。他方、現役世代の医療保険は、原則として保険料と自己負担で運営する。

これらを踏まえ、高齢者に対する適正な医療サービスの保障について、以下に具体的に述べる。

⁴ 平成18年度（2006年度）第2四半期末の運用資産額は、76兆3,556億円。

2008～2009年度 (2007年7月～2009年6月)

「政策・制度 要求と提言」

— 抜粋 —

日本労働組合総連合会

3. 安心の福祉・社会保障の確立 (福祉・社会保障政策)

普及をはかる。

- ③妊娠・出産、月経困難症、女性特有の疾病、更年期障害等について、情報提供と相談体制を保健所・女性センター等を中心に整備するとともに、性差を考慮した適切な医療体制を構築する。
- ④医療機関の機能分担と連携強化、救急医療や産科・小児医療体制の確立により、地域の医療格差、医師・看護師等の不足を解消し、良質で安心の医療サービスを提供できる体制を確立する。
- ⑤長時間労働や、深夜労働が妊娠・出産に与える影響についての研究・調査を行う。
- ⑥母体保護法をリプロダクティブヘルス/ライツに基づいた内容に改正する。刑法第29章「墮胎の罪」は廃止する。

3. 年金空洞化の解消と皆年金の確立に向け、基礎年金の税方式化や年金一元化を実現し、老後生活の基本を支える安心と信頼の年金制度を構築する。

- (1) 2004年の年金改正によって導入された、14年連続の保険料引き上げと「マクロ経済スライド」を改め、2008年9月まで（厚生年金保険料率が15%に達するまでの間）に以下の点を柱とした年金制度に抜本改革し、真の皆年金を確立する。
 - ①基礎年金の「空洞化」を解消し、「皆年金制度」を再構築するため、2009年に全額税方式へ転換する。厚生年金等の被用者年金は、所得比例年金として引き続き保険方式とする。
 - a) 基礎年金の財源は、1/2までは一般財源とし、1/3を「年金目的間接税」、1/6を事業主負担（社会保険料相当分）として、高齢者および障がい者の生活費の基礎的部分をまかなう給付水準（月7万円程度）を保障することとし、一定以上の所得者は所得に応じて逡減する方式を検討する。
 - b) 「年金目的間接税」の導入にあたっては、現行消費税の欠陥是正（インボイス方式の導入、軽減税率の措置等）の措置を併せて実施する。
 - c) 基礎年金を税方式に転換した場合の受給要件は、以下のとおりとする。
 - ア) 老齢基礎年金の受給要件は、18歳以後5年間で日本に居住した者に受給権を与える。基礎年金は、40年間居住で満額給付とし、居住期間に比例した年金額（20年居住で半額）とする。なお、全額税方式への切り替え時期に国民年金保険料の未納期間（未加入期間）がある場合は、その期間は基礎年金の算定期間（居住期間）に入れない制度とする。
 - イ) 遺族基礎年金の受給要件は、18歳未満の子どもがいる配偶者あるいは18歳未満の子どもであることとし、その子どもが日本に居住していることとする。
 - ウ) 障害基礎年金の受給要件は、18歳未満に国内で障害になった場合に18歳以降も引き続き1年以上日本に居住することが見込まれること、また18歳以降に国内で障害と

3. 安心の福祉・社会保障の確立 (福祉・社会保障政策)

なった場合にその後も1年以上日本に居住することが見込まれることとする。

d) 全額税方式に移行するまでの間は、以下の措置を直ちに行う。

ア) 早急に国庫負担割合を一般財源により1/2へ引き上げる。これと連動して保険料を引き下げる(国民年金保険料月額3,000円、厚生年金等の保険料率1%の引き下げ)。

イ) 年金の受給要件である加入期間25年を、諸外国の制度との均衡を考慮しつつ10年程度に短縮し、受給権を拡大する。

ウ) 国民年金の空洞化によって発生している未納者、免除者、学生納付特例者の保険料相当分については、第1号および第2号被保険者の保険料で補てんするのではなく、国庫負担でまかなう制度に改める。

エ) パート労働者等の厚生年金への適用拡大、被扶養者認定の年収要件の見直しで、第3号被保険者の対象者を縮小する。

② 標準的な年金水準は、介護保険その他の負担が増加する今後の老齢期の生計費の基本部分を担うものとするため、全給付期間を通じ、税・社会保険料を除く手取りベースで現役労働者賃金の55%の水準を確保する。

そのため、2000年改正で削減された報酬比例部分の5%相当分、基礎年金を引き上げたうえで、可処分所得スライドを復活させる。

③ パート・派遣労働者や中小・個人事業所等のすべての雇用労働者の均等待遇と、年金の「空洞化」や違法な脱退等を是正するため、すべての雇用労働者が厚生年金に原則適用とする制度に改める。(1.(9)①を参照)

a) 当面は、適用基準を労働時間要件「2分の1(20時間)以上」、ないし年収要件「65万円以上」(給与所得控除の最低保障額)として、いずれかの要件に該当すれば、厚生年金を適用する。また、5人未満および未適用業種の事業所についても厚生年金への強制適用とする。被扶養者の年収要件(第3号要件)は65万円とする。

b) 派遣労働者の厚生年金保険料について、派遣元が納付義務を怠ったときに、派遣先が補充責任として連帯債務を負うものとする。

④ 失業中も障害年金や遺族年金等の受給権を確保するため、厚生年金への「継続加入制度」を創設する。

a) 継続加入期間の保険料負担は2年間を限度に猶予して、再就職後に追加分納する。

b) 追納の保険料は、労使分、本人分(給付算定は半額)、免除制度(障害・遺族年金の対象)との3選択制とする。

c) 追納期間は猶予期間の2倍(4年)以内とする。

⑤ 年金制度の一元化にあたっては、以下の点に留意しつつ進める。

a) 雇用労働者への厚生年金の完全適用をはかっただうえで、2001年3月の閣議決定に基づく国家公務員共済年金および地方公務員共済年金の財政単位の一元化の実施を踏まえ、関係者の合意を得つつ、完全な情報公開のもとで、被用者年金の一元化に向け推進をはかる。

b) 被用者年金一元化にあたっては、60歳~65歳の被用者年金の定額部分(1階相当分)

3. 安心の福祉・社会保障の確立 (福祉・社会保障政策)

の給付、および基礎年金の完全税方式までの間の「基礎年金拠出金」に関わる保険料負担があるため、1986年以降の加入期間の2階部分について各制度が拠出する「被用者年金勘定（仮称）」から給付を行い、財政単位の一元化をはかる。

- c) 旧恩給期間に係る追加費用は、国および自治体の責任で負担することを基本とし、厚生年金の保険料や積立金に転嫁しない。
 - d) 各制度間で加入記録が把握できるようにして、年金相談等のワンストップサービスを実現し、加入者や受給者にとって利便性を向上させる。
 - e) 納税者番号制度や消費税へのインボイスの早期導入等による所得捕捉の徹底をはかり、自営業者の所得比例年金制度の創設をめざす。
 - f) 自営業者等の保険料負担（事業主負担）のあり方を整理し、被用者年金と自営業者の所得比例年金との一元化を展望する。
- (2) 労使の参加による年金制度の実施・運用を実現する。
- ① 公的年金の運営体制のあり方について、保険料を拠出する労使の参画、運営責任の明確化、信頼回復、利便性の向上の観点から、以下のとおり改革を行う。
 - a) 国が超長期にわたり最終的な運営責任を負うことを明確にし、保険料を拠出する労使が運営に参加する仕組みとする。
 - b) 適用、徴収、裁定、給付、相談、記録管理の一体性を確保し、各事務を行う現場の声が、年金制度の設計に反映される体制とする。
 - c) 被保険者、受給者の個人情報確実に保護される体制とする。厚生労働省が個人情報保護の監督責任を負うこととし、個人情報の一元的な苦情処理体制を整備する。
 - d) 共済年金や健康保険との連携をはかり、被保険者、受給者、事業主に対し、徹底的にサービスを向上させる。
 - e) 年金運営に係る費用と効果を、運営に携わる機関全体で把握し、毎年度国民に明らかにし、体制の見直しを行う。
 - f) 民間事業者に事務を委託する場合には、倒産、事故等による損害の補償が行うことを条件とする。
 - ② 年金積立金の管理運用のあり方については、保険料を拠出する労使が参画する場で検討する体制を確立し、以下のとおり改革を行う。
 - a) 積立金は逡減して、高齢化のピーク時でも給付総額の1年分程度とする。
 - b) 積立金の運用方法については、国債等の債券運用により元本確保、安定運用を基本とする。
 - c) 次世代育成支援策として、年金積立金から若者に対する自己啓発費用等被保険者に対する還元融資制度を創設し、市場運用枠を縮小する。
 - d) 積立金の管理運用におけるリスクを分散させるため、現在年金積立金管理運用独立法人が独占的に受託している管理運用業務を、複数の主体に行わせる。
 - e) 年金積立金管理運用独立行政法人の業務運営にあたって、以下のとおりとする。
 - ア) 被保険者と事業主の代表が運営に参加し、運用実績を含む業務の外部チェック機能

3. 安心の福祉・社会保障の確立 (福祉・社会保障政策)

を持たせる。

- イ) 運用上のリスクだけでなく、内部管理上のリスク管理を徹底し、公表する。
 - ウ) 四半期ごとの運用実績等を、被保険者および受給者に分かりやすく公表し、年金個人情報などの定期的な通知の際に併せて情報提供を行う。
 - エ) 自主的業務運営と責任の明確化をはかるため、役職員の天下り・出向人事を禁止する。
 - フ) 労使が拠出した保険料を活用して建設した施設については、運用実態を抜本的に検討し、労使団体や自治体による利用計画等を含めて、国民資産として積極的な活用をはかる。
- (3) 雇用と年金の接続を確保するため、以下のとおり見直す。
- ① 基礎年金の繰上げ受給減額率を、現行の5年で30%から、現在の平均寿命をより反映し25%へ早急に改善する。
 - ② 在職老齢年金非適用者（労働時間要件3/4未満、共済年金受給者、賃金以外の収入のある者）との公平性を確保するため、現行の在職老齢年金制度を廃止し、総収入（賃金、高年齢雇用継続給付金、事業所得、家賃、配当・利子等）をベースに、年金額を調整する制度に抜本的に改める。
 - ③ 在職老齢年金の支給停止額の算定に用いる総報酬月額相当額について、受給時における実際の賃金を反映する仕組みに改める。
- (4) 年金課税の見直しに伴う税収増は、年金財政に全額繰り入れる。
- (5) 独立行政法人や民間委託を含む年金事務費については、全額国庫負担を基本とし、直ちに保険料を拠出する労使が参画する場で検討する体制を確立する。
- (6) 遺族厚生年金について、以下のとおり見直す。
- ① 当面、遺族年金の支え手である被保険者の年収とのバランスをはかる観点から、年収850万円未満の遺族に支給される現行制度について、遺族となった者の年収に応じて、年収600万円程度から段階的に年金額を調整する仕組みに改める。また、適用認定については、毎年の年収をもとに認定する仕組みに改める。
 - ② 遺族厚生年金の支給要件の男女差（男55歳以上）については、将来の遺族年金のあり方、方向性と整合性をはかりつつ、格差縮小に向けて見直す。
- (7) 雇用労働者である国民年金第1号被保険者についても、育児休業を取得した際の保険料免除措置を導入する。
- (8) 障害者年金について、以下のとおり見直す。
- ① 「特別障害給付金」の一層の適用拡大等、無年金となっている障がい者の解消をはかる。
 - ② 障害基礎年金の支給を、障害厚生年金に合わせ3級障がい者からとし、給付水準を引き上げる。
- (9) 厚生年金の外国人脱退一時金の支給率を改善する。
- (10) 年金保険料の徴収を徹底し、収納率の向上に努める。

3. 安心の福祉・社会保障の確立 (福祉・社会保障政策)

- ①厚生年金の未適用事業所に対する加入指導や職権適用を徹底するとともに、厚生年金の被保険者に係る届け出が確実に行われるよう事業主に対する指導を強化する。
 - ②国民年金第1号被保険者の保険料徴収業務を市町村の法定受託事務とし、国民健康保険料徴収との連動等を検討する。
 - ③市町村の税務事務との連携を強化し、所得がある者の強制徴収を徹底する。
 - ④市町村と連携し専門実務家の協力を得て信頼ある年金相談業務を充実する。
 - ⑤年金加入記録の相談、確認、突合等を迅速に行う体制を整え、年金事務の信頼回復に全力を挙げる。
 - ⑥転職等に伴って年金保険料の未納や年金制度からの未加入状態にならないように、被保険者資格喪失の通知と国民年金第1号被保険者への切り替えを促す通知を行う。
 - ⑦年金個人情報の定期的な通知にあたっては、「ねんきん定期便」で厚生年金、共済年金、国民年金の加入実績が確認できる仕組みとし、被保険者が確実に理解できる内容とする。
- (11)賃金の後払いとしての性格と老後の生活保障としての機能を有する企業年金については、安心して確実な給付を受けられる制度を構築する。
- ①企業年金の運用に係る特別法人税を廃止する。
 - ②厚生年金基金の「代行」制度を廃止する。
 - ③「確定給付企業年金法」については、受給権保護のため支払保証制度の導入等により、本来の「企業年金基本法」（仮称）へと抜本的に組み替える。そのうえで、将来的には退職一時金と企業年金を包括する退職給付保護制度の制定をめざす。
 - ④税制適格年金の廃止に伴う他の企業年金制度への移行にあたっては、加入者および受給権者の受給権保護の観点から、円滑な移行のための十分な措置を講ずる。
 - ⑤確定拠出年金については、企業年金の性格を踏まえ、受給権保護の観点から以下のとおり見直す。
 - a) 事業主が従業員に対して導入時および導入後の継続的な投資教育を行うことを法律で義務づける。
 - b) 確定拠出年金を導入する企業において、従業員の転職時に移換手続が確実に行われるよう、事業主に従業員への説明義務を課す。
 - c) 高齢者雇用の進展を踏まえ、加入対象年齢を引き上げる。
 - d) 生活困窮時等における個人別管理資産の中途引き出しを認める。
 - e) 運営管理機関の業務撤退に伴う資産移管手数料について、運営管理機関の責任であることを明確にする。
 - ⑥企業年金や退職金が手薄な中小・零細企業で働く労働者の格差是正をはかるため、中小企業退職金共済（中退共）制度と勤労者財形制度の拡充をはかる。また、中退共と税制適格年金を併用している企業における税制適格年金から中退共への移行を可能とする。